

石綿含有調査仕様書

1. 調査の範囲

改修又は解体工事範囲及び、その工事により影響を受ける取り合い部分とする。

2. 調査の方法

調査の方法は大気汚染防止法施行規則第16条の5及び石綿障害予防規則第3条に準じ、原則設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を行い、それにより特定工事に該当するか否かが明らかにならない場合に分析による調査を行うこと。ただし、分析調査を行わずに「石綿含有建材」とみなして設計することが合理的と考えられる場合は、監督員と協議した上で判断すること。

(1) 設計図書その他の書面による調査

- ・ 工事に係る建築物等の着工日の調査
- ・ 使用している建材の種類、施工年
- ・ 石綿含有建材データベース等を使用した石綿の含有の調査

(2) 目視による調査

- ・ 設計図書と現地の整合性の確認
- ・ 使用されている建材に印字されている製品名や製品番号等の確認

(3) 分析による調査

- ・ 石綿6種類の含有及び含有量を分析する。
- ・ 分析方法は JIS A1481-1、JIS A1481-2、JIS A1481-3、JIS A1481-4、JIS A1481-5 とする。

3. 調査者

上記(3)の調査は、十分な経験及び必要な能力を有する者が行うこと。

「十分な経験及び必要な能力を有する者」については、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（厚生労働省・環境省）の「調査を適切に行うために必要な知識を有する者」に関する記載を参考とする。

4. 分析による検体数

- ・上記2（3）の分析による調査は8検体と想定している。

5. 提出物

(1) 石綿含有調査結果報告書（A4判） 2部

(2) 上記電子データ（PDF等）一式

- ・調査を適切に行うために必要な知識を有する者であることを明らかにする事項を記載すること。
- ・報告書には採取部分の建築材料名、商品名を記載すること。
- ・作業前後の写真を添付する。写真は印画紙ではなく、普通紙にプリントすること。

6. その他

(1) 検体の採取場所は目立たない場所とし、健康被害等を考慮した作業計画を立てること。また採取日時については事前に協議すること。

(2) 検体採取時は衛生管理や飛散防止に十分注意し、採取後の清掃等に留意すること。

(3) 検体を採取した部分は適切に復旧し、飛散しないよう処置をすること。また、分析後、検体は適法に処分すること。

(4) 施設内への立ち入りにおいては、社名がわかるように腕章等を着用すること。

(5) 作業にあたっては、近隣住民並びに施設利用者、職員の安全確保に留意すること。

(6) 採取部を除き、物品ならび施設に破損等を生じさせた場合には、受託者の負担において原状回復すること。

(7) 調査に伴う打合せ、日程調整等について協力すること。